

令和5年9月7日

保育所「さくら保育園」の施設運営の改善措置報告

健康福祉部 幼稚園・保育園課

令和5年2月9日に実施した保育所「さくら保育園」の施設運営の改善勧告に対する桜愛会が講じている改善措置について、報告書が提出された。内容を確認した結果、これまで改善措置が実施されてきたこと、今後も引き続き改善措置が継続的に実施され、適切な保育環境が確保されることが認められることから令和5年8月31日付けで受理した。

1 経過

- ・令和5年2月9日(木) 保育所「さくら保育園」の施設運営の改善勧告
- ・令和5年3月9日(木) 改善措置の報告
- ・令和5年6月26日(月) 改善措置の最終報告日の変更(6/30→7/28)
- ・令和5年7月25日(火) 改善措置の報告(報告書の再提出:8月30日)
- ・令和5年8月31日(木) 改善措置報告書の受理

2 改善措置の報告の概要

I 虐待等不適切な保育について原因の検証等

園内で行われていた身体的虐待等を含む不適切な保育について、園として事実関係の正確な把握及び発生原因の分析を行い、職員間で認識の共有を図るとともに、今回の事態を生じさせた責任の所在を明らかにすること。

(1)第三者調査員会を設置(2/10)

- ・さくら保育園であった不適切保育の全貌の解明、発生要因、責任の所在を明確にし、再発防止策の提言を行った。
- ・構成員は、弁護士2人、外部有識者1人
- ・調査の中間報告(3/7)最終報告(6/30)※第三者調査委員会→桜愛会

(2)第三者調査員会が桜愛会に提出した報告書の概要

①不適切保育の内容

イ 身体的虐待と認められた行為

- ・感染症への罹患が疑われる児童の体を他の児童に触らせる行為

ロ 心理的虐待と認められた行為

- ・児童に対する威圧的な声掛け

ハ 不適切な保育行為と認められた行為

- ・個人所有の携帯電話で児童を撮影、不適切なコメントを付して共有した行為

- ・児童を泣かせた行為
- ・特定の児童のズボンを無理やり降ろす行為
- ・児童の容姿を揶揄するような蔑称を使用した行為
- ・児童をトイレに連れていき一時的に1人にした行為
- ・児童の意思やペースに配慮せず、無理に給食を食べるよう促した行為

②不適切保育の発生原因

イ 個人の具体的な行為の発生原因

- ・人権意識の不足
- ・当該職員間の関係が、職業人として緊張感のない関係であったこと
- ・保育に関する知識・技能の不足
- ・保育業務の忙しさ

ロ 組織運営上の発生原因

- ・保育に関して、施設長は行事や人事以外、主任保育士に任せていた
- ・役員間、職員間のコミュニケーションのおよぶ範囲が限定的であった
- ・自園完結型(外部意見を取り入れることの少ない)組織運営になっていた
- ・職業人として批判的思考を持ち、議論をするような職員間の関係でなかった
- ・現場の保育士に対する権利擁護が十分でなかった

ハ 法人運営上の発生原因

- ・リスク管理の意識が低かった
- ・役員(理事長・理事・監事・評議員)が適切な職務を執行しておらず、内部統制が機能していなかった

③事後対応の問題点

- ・リスクに関する認識が低かった
- ・自園完結型(外部意見を取り入れることの少ない)の組織運営になっていた
- ・法人の内部統制が機能していなかった
- ・コンプライアンスが守られていなかった

④責任の所在

- ・理事長、施設長、主任保育士等(監督的職員)、理事、監事、評議員がそれぞれの職責を果たしていなかった
- ・法人役員が教育研修をうけるべきだった

II 再発防止に向けた取組の実施

児童の人権・人格を尊重した保育の実施に向け、職員の資質向上のための職員研修の機会を確保するなど、再発防止に向けた具体的な取組を検討の上、継続的に実施していくこと。

(1) さくら保育園の未来を創る会(改革委員会)を設置〔2/10〕

- ・構成員は、法人理事 1 人、保護者会代表 1 人、外部有識者 2 人
園職員(主任)1 人、アドバイザー1 人、オブザーバー3 人
- ・法人組織と施設運営体制の抜本的な改革、職員の働き方改革を柱とした『風通しの良い、働きやすい職場』の構築

(2) 個人の具体的な行為の発生原因に対する再発防止策

- ①人権意識、保育知識、保育技能習得のための研修会の実施
- ②職員会議の活性化
 - ・個人で所有している携帯電話の取扱いの周知徹底
 - ・児童虐待マニュアルの周知徹底
 - ・保育中の事故防止のための職員間の情報共有

(3) 組織運営上の発生原因に対する再発防止策

- ①保育施設、保育環境の整備
 - ・防犯カメラの設置(園舎内 16 台、外 2 台設置)
 - ・園専用携帯電話の確保〔4/17〕
 - ・虐待防止相談窓口の設置(外部委託)〔4/20〕
 - ・ノンコンタクトタイムの確保
- ②管理監督者向け研修会への参加〔3/7〕
- ③風通しの良い職場づくりへの取組
 - ・職員会議で、再発防止策の進捗報告、園行事の見直し等の話し合いを実施
 - ・階層別に求められる保育技能、習得を図るため、外部研修への参加
- ④職員の権利擁護
 - ・労働基準法の遵守(休憩時間の確保、サービス残業の禁止徹底等)

(4) 法人運営上の発生原因に対する再発防止策

- ①法人の内部統制機能を強化(法人役員向けの研修実施、研修参加)
- ②理事長と施設長を分離
- ③法人役員が職責を果たすための取組
- ④人材育成計画の策定(策定中)
- ⑤人事交流による風通しの良い組織づくり
 - ・施設長会議、主任会議の開催
- ⑥職員意識調査の実施

⑦改革委員会を定期的開催(再発防止策の進捗管理と評価・改善)

Ⅲ 保護者との信頼回復を図るための措置

保護者との信頼回復を図るため、勧告内容及び検討した再発防止策について、保護者に対して書面や説明会等の方法により報告するとともに、再発防止に向けた取組状況についても、定期的に周知すること。

- (1)防犯カメラの設置
- (2)虐待防止相談窓口の設置(外部委託)
- (3)改善報告書(中間報告・最終報告)の周知
- (4)保護者会との定期的な意見交換会を実施
- (5)ホームページのリニューアル
- (6)個別相談への対応(園長室の常時解放)
- (7)専門家による保育相談室の設置(予定)
- (8)保護者アンケートの実施(予定)

問い合わせ／裾野市 健康福祉部 幼稚園・保育園課 担当:高梨・杉本

TEL:055-995-1822